

定住促進のための住宅取得奨励金について

子育て世帯等の定住を促進するため、住宅を取得する子育て世帯、新婚世帯等に、住宅取得奨励金を交付します。

○奨励金額

- (1) 新築住宅 50万円…自己の居住用に新たに建設し、まだ人の居住の用に供したことがない住宅
- (2) 建売住宅 50万円…販売を目的として建設され、まだ人の居住の用に供したことがない住宅
- (3) 中古住宅 25万円…人の居住の用に供されたことのある住宅

○加算金

対象世帯が市外から転入した場合は、20万円を加算します。

※世帯を構成する者のいずれもが転入者(対象住宅の工事請負契約または売買契約の締結日以降に市外から本市に転入したもの)であって、該当転入した日前1年以内に本市に住民登録されたことのないものに限る。

○対象者

対象住宅の所有権を取得した方(共有名義の場合は、その持ち分が2分の1以上所有する方)で、次のすべての要件を満たす方

- (1) 住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日現在で、次のいずれかに該当する世帯であること
 - ① 当該世帯に中学生以下の者がいること
 - ② 新婚世帯(登記完了日前5年以内に婚姻の届出が受理された夫婦で構成される世帯)であること
 - ③ 子育て世帯または新婚世帯に属する者の父母または祖父母であって、新たに対象世帯と同一の住宅に居住する者であること
- (2) 奨励金の交付申請者は、取得した住宅の所有者であること
- (3) 所有者等が登記完了日以後3か月以内に当該住宅の所在地に住民登録をしていること
- (4) 本人および同一世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと
- (5) 本人および同一世帯に属する者が、この奨励金の交付を受けた者または当該交付を受けた者の世帯に属していた者が含まれていないこと

○対象住宅 (市内に定住を目的として取得した住宅)

- (1) 専用住宅(専ら人の居住の用に供する住宅)または居住の用に供する部分(居室、台所、便所、浴室)の延床面積が総延床面積の2分の1以上ある併用住宅
 - (2) 令和2年1月1日以降に、住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した住宅
- ※次に当てはまる場合は、対象になりません。

- ・ 別荘等の一時的に使用するもの
- ・ 賃貸、販売等の営利を目的としたもの
- ・ 既存住宅の増築、贈与または相続により所有権を取得したもの
- ・ 現に居住し、かつ所有する住宅(奨励金の対象者が対象世帯に属する者の父母または祖父母であって、新たに対象世帯と同一の住宅に居住する者である場合は、当該者が現に居住し、かつ、所有する住宅を除く)を取り壊して、新たに建設したもの
- ・ 現に居住し、かつ所有する住宅(市内に所在するものに限る)から転居し、新たに所有権を取得したもの

○申請書類

対象住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日から起算して6か月以内に申請してください。

- (1) 定住促進のための住宅取得奨励金請求書(様式第5号)
- (2) 戸籍謄本
- (3) 対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 居住の用に供する部分の延床面積等が確認できる書類 ※併用住宅に限る
- (5) 対象住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- (6) 市税等納付状況確認同意書(様式第2号)

※申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた者は、1月1日時点で住所を有していた市区町村が発行する滞納がないことを証明する書類

- (7) 共有名義同意書(様式第3号) ※共有名義である場合に限る
- (8) 戸籍の附票謄本または住民票の除票の写し ※世帯全員が転入者である場合に限る
- (9) その他市長が必要と認める書類

問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線123